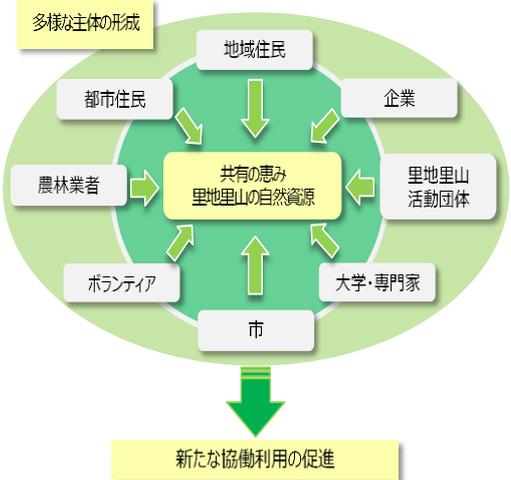


厚木市里地里山保全等促進条例の運用状況について

厚木市里地里山保全等促進条例は、平成25年12月27日の施行から今年度10年目を迎えます。

条例第21条では、「市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。」と規定しており、平成30年に1回目の運用状況の評価を実施しました。今年度、2回目の評価を実施するに当たり、これまでの運用状況について委員の皆さまからご意見等を伺いたいと考えています。

(基本計画)	運用状況について
<p>第8条 市長は、里地里山の保全等の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、里地里山の保全等の促進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 里地里山の保全等の促進に関する総合的かつ長期的な目標</p> <p>(2) 里地里山の保全等の促進に関し、市が計画的に講ずべき施策</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、里地里山の保全等の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、厚木市里地里山保全等促進委員会の意見を聴かななければならない。</p>	<p>《第8条第1項》</p> <p>平成27年3月、厚木市里地里山保全等促進計画を策定し、令和2年3月に同計画を改定しています。</p> <p>【基本理念】 里地里山の自然資源を共有の恵みと捉え、多様な主体による「新たな協働利用」の促進</p>  <p>【長期目標】 里地里山の多面的機能を次世代へ継承し、心豊かな自然共生社会の実現を目指します。</p> <p>【短期目標】 里地里山の保全活動を通じて、拠点間ネットワークの形成を目指します</p> <p>【施策体系】 次頁のとおり</p>

【施策体系】



(保全等地域の選定)	運用状況について
<p>第9条 市長は、里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域を里地里山保全等地域（以下「保全等地域」という。）として選定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により保全等地域を選定したときは、その旨並びにその名称及び区域を告示するものとする。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により選定した保全等地域を神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例（平成19年神奈川県条例第61号）第8条第1項に規定する里地里山保全等地域に選定すべき地域として神奈川県知事に申し出ることができる。</p> <p>4 第2項の規定は、保全等地域の選定の解除及びその地域の変更について準用する。</p>	<p>《第9条第1項》</p> <p>平成27年9月に里地里山の多面的機能が持続し、又は向上すると認められる地域として、玉川、小鮎、荻野の3地域を選定しています。</p> <p>なお、神奈川県条例に基づく里地里山保全等地域への選定については次のとおりとなります。</p> <p>【平成24年3月】玉川地域の七沢地区 【平成27年3月】荻野地域 【平成31年2月】小鮎地域</p>

(里地里山活動団体の認定)	運用状況について
<p>第10条 前条第1項の規定により選定された保全等地域において保全活動を行おうとする里地里山活動団体は、里地里山の保全等の促進に資する団体として市長の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請をした団体が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 保全活動が行われる地域の農林業について知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制を整備していること。</p> <p>(2) 保全活動を継続的に行うことが見込まれていること。</p> <p>(3) 次のいずれにも該当する定めを有していること。</p> <p>ア 名称及び目的を定めていること。</p> <p>イ 意思決定の方法についての定めがあり、かつ、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。</p> <p>ウ 代表者の選任手続並びに財務及び会計に関し必要な事項を明らかにしていること。</p> <p>エ 構成員の資格並びに加入及び脱退を不当に制限していないこと。</p> <p>4 市長は、第1項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請をした団体に通知するものとする。</p>	<p>《第10条第1項》</p> <p>里地里山の保全等の促進に資する団体として、平成27年9月に6団体、平成30年4月に1団体、令和3年8月に1団体を認定しています。</p> <p>【平成27年9月認定】</p> <p>① 七沢里山づくりの会（玉川地域）</p> <p>② NPO法人里山ネット・あつぎ（玉川地域）</p> <p>③ 荻野三つ沢の里山を守る会（荻野地域）</p> <p>④ 特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト（荻野地域）</p> <p>⑤ NPO法人グリーン成長 桜（荻野地域）</p> <p>⑥ みどりと清流のふるさと創造委員会（小鮎地域）</p> <p>【平成30年3月認定】</p> <p>⑦ 飯山農楽校（小鮎地域）</p> <p>【令和3年8月認定】</p> <p>⑧ 厚木市農業協同組合小鮎支所小鮎地区農考会（小鮎地域）</p>

(里地里山活動協定の認定)	運用状況について
<p>第12条 保全等地域において、保全活動を行うおうとする認定団体及び当該保全活動が行われる農林地等の土地所有者等は、次に掲げる事項を定めた協定（以下「里地里山活動協定」という。）を締結し、当該里地里山活動協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。</p> <p>(1) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の区域及び面積</p> <p>(2) 里地里山活動協定の対象となる農林地等の利用に関する事項</p> <p>(3) 認定団体が行う保全活動の内容</p> <p>(4) 里地里山活動協定に違反した場合の措置</p> <p>(5) 里地里山活動協定の期間</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2 前項の認定を受けようとする認定団体及び土地所有者等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当するときは、第1項の認定をするものとする。</p> <p>(1) 里地里山活動協定の内容が保全等地域における里地里山の保全等の促進に資すると認められるものであること。</p> <p>(2) 里地里山活動協定に係る保全活動が継続的に行われると認められるものであること。</p> <p>(3) 里地里山活動協定の内容がこの条例及び関係法令に違反するものでないこと。</p> <p>(4) 里地里山活動協定の内容がその対象となる農林地等の利用を制限するものでないこと。</p> <p>4 市長は、第1項の認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該認定の申請をした認定団体及び土地所有者等に通知するものとする。</p>	<p>《第12条第1項》</p> <p>【里地里山活動協定の認定状況】</p> <p>令和5年7月現在、市で認定する8つの団体で計26協定（67,553.8㎡）を認定しています（各団体の詳細な認定状況は次頁へ）。</p> <p>① 七沢里山づくりの会（玉川地域） 2協定（2,252.0㎡）</p> <p>② NPO法人里山ネット・あつぎ（玉川地域） 8協定（12,740.0㎡）</p> <p>③ 荻野三つ沢の里山を守る会（荻野地域） 5協定（7,050.0㎡）</p> <p>④ 特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト（荻野地域） 2協定（7,100.0㎡）</p> <p>⑤ NPO法人グリーン成長 桜（荻野地域） 2協定（23,379.8㎡）</p> <p>⑥ みどりと清流のふるさと創造委員会（小鮎地域） 2協定（4,925㎡）</p> <p>⑦ 飯山農楽校（小鮎地域） 4協定（5,405㎡）</p> <p>⑧ 厚木市農業協同組合小鮎支所小鮎地区農考会（小鮎地域） 1協定（4,702㎡）</p>

【認定状況一覧】

No.	市協定番号	活動団体	協定地字	協定地積計 (協定番号)	協定地積計 (団体)	協定期間				
1	第1-02-02	七沢里山づくりの会	厚木市七沢字奥大沢	1,441.0	2,252.0	平成24年6月1日	～	令和9年3月31日		
2	第1-03-02		厚木市七沢字神出	811.0		平成30年3月1日	～	令和9年3月31日		
3	第2-02-02	NPO法人 里山ネット・あつぎ	厚木市七沢字実藤原	1,428.0	12,740.0	平成27年12月1日	～	令和6年3月31日		
4	第2-03-02		厚木市七沢字大畑	419.0		平成27年12月1日	～	令和6年3月31日		
5	第2-04-02		厚木市七沢字坂下	1,843.0		平成27年12月1日	～	令和6年3月31日		
6	第2-05-02		厚木市七沢字横畑	1,006.0		平成27年12月1日	～	令和6年3月31日		
7	第2-06-02		厚木市七沢字横畑	1,581.0		平成27年12月1日	～	令和6年3月31日		
8	第2-07-02		厚木市七沢字横畑	2,913.0		平成27年12月1日	～	令和6年3月31日		
9	第2-08-02		厚木市七沢字横畑	1,053.0		平成30年3月1日	～	令和8年3月31日		
10	第2-09-01		厚木市七沢字横畑	2,497.0		令和2年12月1日	～	令和6年3月31日		
11	第4-01-02		荻野三つ沢の 里山を守る会	厚木市上荻野字三沢		2,464.0	7,050.0	平成27年4月1日	～	令和7年3月31日
12	第4-02-02			厚木市上荻野字三沢		1,060.0		平成27年4月1日	～	令和7年3月31日
13	第4-03-02	厚木市上荻野字三沢		846.0	平成27年4月1日	～		令和7年3月31日		
14	第4-04-02	厚木市上荻野字三沢		2,343.0	平成27年4月1日	～		令和7年3月31日		
15	第4-05-02	厚木市上荻野字三沢		337.0	平成27年4月1日	～		令和7年3月31日		
16	第5-01-04	特定非営利活動法人 ゆめのシステムプロジェクト	厚木市下荻野字六反、字神保	6,813.0	7,100.0	平成29年2月1日	～	令和8年3月31日		
17	第5-02-01		厚木市下荻野字六反	287.0		令和1年12月1日	～	令和8年3月31日		
18	第6-01-02	NPO法人 グリーン成長 桜	厚木市中荻野字土佐谷	7,758.0	23,379.8	平成27年4月1日	～	令和7年3月31日		
19	第6-02-02		厚木市中荻野字姥谷	15,621.8		平成27年4月1日	～	令和7年3月31日		
20	第3-01-03	みどりと清流の ふるさと創造委員会	厚木市飯山字金剛台	3,871.0	4,925.0	令和2年3月1日	～	令和8年3月31日		
21	第3-02-02		厚木市飯山字金剛台	1,054.0		令和4年8月24日	～	令和8年3月31日		
22	第7-01-02	飯山農楽校	厚木市飯山字西矢崎	1,074.0	5,405.0	平成30年3月1日	～	令和8年3月31日		
23	第7-02-02		厚木市飯山字西矢崎	2,220.0		平成30年3月1日	～	令和8年3月31日		
24	第7-06-01		厚木市飯山字橋場	1,233.0		令和4年12月21日	～	令和8年3月31日		
25	第7-05-02		厚木市飯山字橋場	878.0		令和1年12月1日	～	令和8年3月31日		
26	第8-01-01	厚木市農業協同組合 小鮎支所小鮎地区農考会	厚木市飯山字亀井	4,702.0	4,702.0	令和3年4月1日	～	令和8年3月31日		
			合計		67,553.8					

(里地里山活動協定に係る活動に対する支援)	運用状況について												
<p>第16条 市は、里地里山活動協定に係る認定団体に対し、当該里地里山活動協定に基づく保全活動を支援するために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>【厚木市里地里山保全等促進事業補助金】 資金面での活動支援のため、認定団体に対し厚木市里地里山保全等促進事業補助金を交付しました。</p> <p>・各年度の交付額合計</p> <table border="1" data-bbox="815 528 1465 824"> <thead> <tr> <th>年度（団体数）</th> <th>交付額合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度（7団体）</td> <td>2,278千円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度（7団体）</td> <td>2,278千円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度（7団体）</td> <td>2,722千円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（8団体）</td> <td>2,700千円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度（8団体）</td> <td>2,768千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各団体別の交付額は次頁を参照</p> <p>【認定団体間の意見交換会】 認定団体の課題やニーズの把握のため、令和2年度、4年度に意見交換会を開催しました。</p> <p>【定期的なヒアリング】 認定団体の活動状況や、活動における懸念点や問題の把握のため、毎年度の3月に各団体へのヒアリングを実施しました。</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用水路の修繕、整備に係る支援 ・農業用施設等原材料支給の申請支援 ・市民ボランティアの公募、調整 ・協定締結、更新に向けた支援 	年度（団体数）	交付額合計	平成30年度（7団体）	2,278千円	令和元年度（7団体）	2,278千円	令和2年度（7団体）	2,722千円	令和3年度（8団体）	2,700千円	令和4年度（8団体）	2,768千円
年度（団体数）	交付額合計												
平成30年度（7団体）	2,278千円												
令和元年度（7団体）	2,278千円												
令和2年度（7団体）	2,722千円												
令和3年度（8団体）	2,700千円												
令和4年度（8団体）	2,768千円												

【平成 30 年度】

No.	地域	認定団体	補助金額
1	玉川	七沢里山づくりの会	310 千円
2	玉川	NPO 法人 里山ネット・あつぎ	556 千円
3	荻野	荻野三つ沢の里山を守る会	411 千円
4	荻野	特定非営利活動法人ゆめのシステム プロジェクト	401 千円
5	荻野	NPO 法人 グリーン成長桜	200 千円
6	小鮎	みどりと清流のふるさと創造委員会	200 千円
7	小鮎	飯山農楽校	200 千円
合 計			2,278 千円

【令和元年度】

No.	地域	認定団体	補助金額
1	玉川	七沢里山づくりの会	310 千円
2	玉川	NPO 法人 里山ネット・あつぎ	556 千円
3	荻野	荻野三つ沢の里山を守る会	411 千円
4	荻野	特定非営利活動法人ゆめのシステム プロジェクト	401 千円
5	荻野	NPO 法人 グリーン成長桜	200 千円
6	小鮎	みどりと清流のふるさと創造委員会	200 千円
7	小鮎	飯山農楽校	200 千円
合 計			2,278 千円

【令和 2 年度】

No.	地域	認定団体	補助金額
1	玉川	七沢里山づくりの会	310 千円
2	玉川	NPO 法人 里山ネット・あつぎ	556 千円
3	荻野	荻野三つ沢の里山を守る会	468 千円
4	荻野	特定非営利活動法人ゆめのシステム プロジェクト	459 千円
5	荻野	NPO 法人 グリーン成長桜	200 千円
6	小鮎	みどりと清流のふるさと創造委員会	418 千円
7	小鮎	飯山農楽校	311 千円
合 計			2,722 千円

【令和3年度】

No.	地域	認定団体	補助金額
1	玉川	七沢里山づくりの会	301 千円
2	玉川	NPO 法人 里山ネット・あつぎ	498 千円
3	荻野	荻野三つ沢の里山を守る会	363 千円
4	荻野	特定非営利活動法人ゆめのシステム プロジェクト	437 千円
5	荻野	NPO 法人 グリーン成長桜	200 千円
6	小鮎	みどりと清流のふるさと創造委員会	326 千円
7	小鮎	飯山農楽校	375 千円
8	小鮎	厚木市農業協同組合小鮎支所小鮎地区農考会	200 千円
合 計			2,700 千円

【令和4年度】

No.	地域	認定団体	補助金額
1	玉川	七沢里山づくりの会	329 千円
2	玉川	NPO 法人 里山ネット・あつぎ	535 千円
3	荻野	荻野三つ沢の里山を守る会	378 千円
4	荻野	特定非営利活動法人ゆめのシステム プロジェクト	477 千円
5	荻野	NPO 法人 グリーン成長桜	200 千円
6	小鮎	みどりと清流のふるさと創造委員会	338 千円
7	小鮎	飯山農楽校	311 千円
8	小鮎	厚木市農業協同組合小鮎支所小鮎地区農考会	200 千円
合 計			2,768 千円

(認定団体と市民との交流の促進等)	運用状況について																																																
<p>第17条 市は、認定団体と市民との保全活動に係る交流の促進を図るとともに、認定団体と法人その他の団体との保全活動に係る連携の促進を図るものとする。</p>	<p>【市民等のボランティア】</p> <p>① 七沢里山づくりの会</p> <p style="text-align: right;">単位：人、回</p> <table border="1" data-bbox="815 383 1461 741"> <thead> <tr> <th>カテゴリ/ 年度</th> <th>H30</th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者</td> <td>59</td> <td>41</td> <td>40</td> <td>43</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>のべ参加者</td> <td>320</td> <td>247</td> <td>78</td> <td>63</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>活動回数</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 荻野三つ沢の里山を守る会</p> <p style="text-align: right;">単位：人、回</p> <table border="1" data-bbox="815 887 1461 1245"> <thead> <tr> <th>カテゴリ/ 年度</th> <th>H30</th> <th>R 1</th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者</td> <td>49</td> <td>49</td> <td>39</td> <td>37</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>のべ参加者</td> <td>92</td> <td>120</td> <td>38</td> <td>35</td> <td>61</td> </tr> <tr> <td>活動回数</td> <td>9</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【企業ボランティア】</p> <p>① ソニー(株)厚木テクノロジーセンター (連携：七沢里山づくりの会)</p> <p>② NTT 先端技術総合研究所 (連携：七沢里山づくりの会)</p> <p>③ 日産自動車(株)テクニカルセンター (連携：NPO 法人里山ネット・あつぎ)</p> <p>【大学との連携】</p> <p>① 横浜国立大学 (連携：七沢里山づくりの会)</p> <p>② 東京農業大学 (連携：NPO 法人里山ネット・あつぎ、みどりと清流のふるさと創造委員会)</p>	カテゴリ/ 年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	登録者	59	41	40	43	55	のべ参加者	320	247	78	63	208	活動回数	12	12	7	5	12	カテゴリ/ 年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	登録者	49	49	39	37	51	のべ参加者	92	120	38	35	61	活動回数	9	7	4	4	4
カテゴリ/ 年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4																																												
登録者	59	41	40	43	55																																												
のべ参加者	320	247	78	63	208																																												
活動回数	12	12	7	5	12																																												
カテゴリ/ 年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4																																												
登録者	49	49	39	37	51																																												
のべ参加者	92	120	38	35	61																																												
活動回数	9	7	4	4	4																																												

	<p>【イベントの開催】</p> <p>① 稲作体験 (七沢里山づくりの会、NPO 法人里山ネット・あつぎ、荻野三つ沢の里山を守る会、特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト)</p> <p>② 野菜等の収穫体験 (NPO 法人里山ネット・あつぎ、飯山農楽校、厚木市農業協同組合小鮎支所小鮎地区農考会)</p> <p>③ 収穫祭 (七沢里山づくりの会、NPO 法人里山ネット・あつぎ、荻野三つ沢の里山を守る会、特定非営利活動法人ゆめのシステムプロジェクト)</p> <p>④ 飯山花の里ポピーまつり (みどりと清流のふるさと創造委員会)</p> <p>⑤ 飯山秋の花まつり (みどりと清流のふるさと創造委員会)</p> <p>⑥ 生きもの調査 (NPO 法人里山ネット・あつぎ)</p>
--	---

(里地里山保全等促進基金の設置)	運用状況について
<p>第18条 里地里山の保全等を促進するため、厚木市里地里山保全等促進基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>2 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めた額とする。</p> <p>3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。</p> <p>4 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>5 里地里山の保全等を促進するための寄附金及び基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。</p> <p>6 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>7 基金は、第1項に規定する基金の設置目的のための経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>8 市長は、前項の規定に基づき処分された基金の額を財源として、認定団体に対して、助成することができる。</p> <p>9 市長は、認定団体に前項の助成をしようとする場合は、厚木市里地里山保全等促進委員会の意見を聴くものとする。</p>	<p>【平成30年度末残高】 2,715,327円</p> <p>【令和元年度末残高】 4,855,080円</p> <p>【令和2年度末残高】 12,173,089円</p> <p>【令和3年度末残高】 19,240,911円</p> <p>【令和4年度末残高】 21,718,747円</p>